

平成 15, 16 年改正法の概要と実務的対応



会員 山内 康伸

本稿は、平成 15 年改正特許法に加え、平成 16 年第 159 回国会に提出された、知財関係法 10 点の改正概要と実務上の対応のあり方を検討したものである。なお、12 月 14 日現在で、下記 10 法案のうち 1 法案を除き、他は成立している。

1. 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律（成立）
2. 裁判所法等の一部を改正する法律（成立）
3. 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
4. 知的財産高等裁判所設置法（成立）
5. 関税率法等の一部を改正する法律（成立）
6. 信託業法（成立）
7. 破産法（成立）
8. 著作権法の一部を改正する法律（成立）
9. コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（成立）
10. 消費者保護基本法の一部を改正する法律（成立）

これらの改正法の内容は多岐にわたるが、多岐にわたるだけに、概要を把握し、どう対応すべきか、把握しておくことが、実務家や企業にとって必須となる。もちろん、法律の施行はこれからのものがほとんどで、現時点では予測の域を出ないコメントであることを断っておく。

以下の表では、左欄に改正のポイント（重要なものには改正条文を掲載）を記載し、右欄に実務上の対応を対比させた。

(平成 15 年特許法等改正法 ・平成 15 年法律第 47 号)	実 務 的 対 応
<p>第 1 特許関係料金の改定 審査請求手数料の引上げと、特許料及び出願手数料の引き下げが行われた（第 107 条、第 195 条）。</p> <p>(1) 出願手数料 現行の 21,000 円を 16,000 円に引き下げ。</p> <p>(2) 審査請求手数料 現行の「84,300 円 + 2,700 円 × 請求項数」を「168,600 円 + 4,000 円 × 請求項数」に増額。</p>	<p>審査請求料は増額されたが、PCT 出願の国際調査報告が作成されたものの、日本国内移行出願の審査請求料は半額位になる（特許法等関係手数料令 1 条 2 項）。</p> <p>よって、外国出願の予定が最初から分かっているものは PCT 出願を利用すると費用上有利である。</p>
<p>第 2 審査請求手数料の返還制度の導入 審査請求後に、出願人にとって権利取得の必要性がなくなったとき、審査結果の最初の通知（拒理通知など）前に、出願の放棄又は取下げをすれば、その後 6 月以内に返還請求すると、審査請求手数料のうちの一部が返還される（195 条 9 項）。</p>	<p>企業実務では、権利化要否の判断ステップを、審査請求の時期に合わせ入れていると思うが、その後 1 年目位（まだ通知ない可能性あり）で、もう一度判断するとよい。権利化不要なら返還請求をすることとし、その場合、6 月間の期間を忘れないように注意する。</p>

<p>第 3 共有に係る特許権等の減免措置の見直し</p> <p>大学と企業や TLO と企業等による、共同研究から生じた共同出願や共有権利に係る減免措置。</p> <p>特許料又は審査請求手数料の減免措置を受けることのできる者は、共有者のときも、各共有者ごとに、単独出願の納付額（減免対象者は減免後の納付額）に持分の割合を乗じ、その結果得られた各共有者ごとの負担額を合算した額を納付額とする（第 107 条 3 項、第 195 条 6 項）。</p>	<p>産学連携等から生じた共有関係で適用の可能性がある。</p> <p>特許料と審査請求料は金額が大きいため、忘れずにチェックする事が大事である。このため、管理ソフト上でチェックできるようにするのが望ましい。</p> <p>なお、持分割合を願書に表示しておくことが必要である。</p>
<p>第 4 特許料等の減免に係る関係法令の見直し</p> <p>(1) 独立行政法人及びその認定 TLO</p> <p>① 特許法 特許料等の納付義務が生じないとする対象から、独立行政法人を削除する。</p> <p>② 産業技術力強化法 独立行政法人に対する軽減措置を新たに規定し、大学と同様の減免措置を規定する。</p> <p>③ TLO 法 独立行政法人に係る研究成果を取扱う認定 TLO に関して、独立行政法人に対する減免措置と同様の規定を設ける。</p> <p>(2) 国立大学等及びその承認 TLO</p> <p>① 産業技術力強化法 国立大学法人等については、法人化に伴い第 16 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号の適用対象となる。</p> <p>② TLO 法 国立大学等の研究成果の移転を取扱う TLO については、国と同様に料金の納付義務のない現在の認定 TLO 制度を廃止し、公私立大学の TLO と同様に、第 4 条に規定される承認 TLO に統合する。</p> <p>(3) 公設試験研究機関 強化法第 16 条第 1 項及び第 2 項に第 4 号を新設し、公設試験研究機関に対して、大学と同様の軽減措置を規定する。</p>	<p>独立行政法人、TLO、国立大学法人等は必見の減免措置であるが、幾つかの法律にまたがって規定されているので、自らの関係する部分を明確に把握しておく工夫が必要。</p>
<p>第 5 異議申立制度と無効審判制度の統合</p> <p>異議申立制度を廃止し、無効審判を請求しやすく改正（第 5 章削除、第 123 条）。</p> <p>具体的には、無効審判は、原則として何人もこれを請求することができることとし、権利帰属に関する無効理由についてののみ利害関係が要求される。</p> <p>権利帰属にかかわる無効理由とは、冒認出願及び共同出願要件違反の 2 点である。</p>	<p>異議申立制度を廃止したことによる無効審判の改正点の理解が重要であるが、無効審判制度に改正があったのは、請求人適格のみである。</p> <p>この改正であると、利害関係が無くても請求可能であり、従来の異議申立と同様に請求できる。</p> <p>よって、侵害防止に有効なツールとして使える。</p>
<p>第 6 無効審判の請求理由の記載要件</p> <p>請求の理由として、請求の根拠となる事実の具体的な特定、いかなる証拠で個々の事実を立証しようとするのか、の記載を要求する（第 131 条）。</p> <p>これに違反する請求書は、補正命令の対象となる（第 133 条）。</p>	<p>「追って追完する」と記載したものや、請求の理由が明らかに不十分なものは、補正しようとしても、要旨変更になり補正できないので（131 条の 2 第 1 項）、却下される（135 条）。もっとも審判請求のための時間はあるはずだから、無効資料調査を含めてキチンとやるのを原則とすべきである。</p> <p>補正命令を受けたら補正する。補正しないと却下決定となることも知っておく（133 条 3 項）。</p>

<p>第 7 無効審判の請求理由の要旨を変更する請求書の補正の例外的容認</p> <p>無効審判において、請求の理由の要旨変更補正は全面的に禁止されているが、下記要件のもとで審判長の許可があれば、これを認める（第 131 条の 2）。</p> <p>(1) 一般論 補正が、①不当に審理を遅延させず、②記載しなかったことに合理的理由があり、③被請求人の同意がある場合には、補正ができる。</p> <p>(2) 例外 訂正請求がなされた場合に、訂正に対応した無効理由の追加をする場合は、特許権者の同意を求めない。</p> <p>(3) 審判長の許可は裁量なので、不服申立は不可</p>	<p>(請求人側の注意事項)</p> <p>上記第 6 に関連するが、本来、請求理由はキチンと書くべきなので、(1) の一般的条件は当然というか、制約ではない。</p> <p>ただし、被請求人の答弁によって、クレーム解釈に関する主張が明らかになったり、無効理由が外国文献等で入手しにくいとき等には合理的理由とされるので、請求理由の補正をすべきである。</p> <p>訂正請求があった場合は、ほぼ補正が認められることは知っておくと、無駄な心配しなくてよい。</p> <p>(被請求人側の注意事項)</p> <p>補正が許可されたときは、新たに答弁書を提出できる（134 条 2 項）。</p> <p>訂正の内容が不適法なとき、普通は請求人がこの旨を主張するので、訂正拒絶理由通知は職権で訂正不適を発見したときのみとなる（134 条の 2 第 3 項）。</p>
<p>第 8 無効審判の審決取消訴訟係属中における訂正審判請求期間の制限、審決取消訴訟における差戻し決定、及び差戻し後の訂正請求の導入</p> <p>(1) 無効審判の審決確定までは原則訂正審判を遮断（第 126 条第 2 項本文） 改正前は、特許庁に無効審判が係属している間が訂正審判不可であったが、「無効審判が請求されてから審決が確定するまで」に延長された。 但し、無効審判の審決取消訴訟を提訴した場合は、提訴後 90 日に限り訂正審判の請求が許容される（同項但書）</p> <p>(2) 裁判所の職権による原審決の取消しと差戻し（第 181 条 2 項） 特許権者に訂正審判の請求意思があるときは、裁判所が実体判断せずに、事件を特許庁に差戻すことができる。</p> <p>(3) 差戻し後の無効審判中での訂正請求機会の確保（第 134 条の 3 第 2 項） 差戻しによって特許庁に再係属したときは、無効審判手続中において訂正請求が可能（訂正審判が確定している場合を除く）。</p> <p>(4) 訂正審判と差戻し後の無効審判の調整 特許権者が訂正審判を請求した後に差戻し決定があった場合において、無効審判において訂正の審理をするためには、特許権者は訂正審判での訂正内容をそのまま無効審判における訂正請求に援用できる。（第 134 条の 3 第 3 項） 訂正請求がされると訂正審判はみなし取下げとなる（同条 4 項）。 訂正請求しないときは、訂正審判と同一内容の訂正請求をしたとみなされる（同条 5 項）。</p>	<p>無効審判の再審理に、取消判決の外に差戻し決定によるケースが創設されたことが重要。</p> <p>訂正審判は、取消訴訟の終盤あるいは上告申立ての段階ではできない。取消訴訟提起後 90 日に限られるので、この期間を忘れないこと。</p> <p>90 日の間に、1 回目の期日が入るはずなので、そのときまでに訂正審判の要否を見定める。</p> <p>無効審判を受けてクレーム訂正を検討するときは、最初から一次案と二次案位を考えておく。このような、多段階の作戦がミスを防ぎ、ポイントに精神を集中できる。</p> <p>差戻し決定の要件は、①訂正審判の請求をしたか、しようとしていること、②無効審判の中で訂正の審理をさせるのが相当、③訂正意思と差戻しの間に関係がある、の 3 点であるから、差戻しを希望するなら、①～③を主張し、希望しないなら、①の意思がない旨を明確にする。当事者の意見聴取（181 条 3 項）のときに、この点を明確に主張すればよい。</p> <p>特許権者が早期の審理を望むなら、訂正内容を援用するのがよい。但し、訂正内容が同一のものに限られている点に注意。</p> <p>無効排斥審決の取消判決が確定して、審判が再開するときは、訂正請求は判決確定日から 1 週間以内と期間が短い点に注意（第 134 条の 3 第 1 項）。</p> <p>手続の調整が複雑な仕組みになっているので、予め先を見通して、スケジュールを立てておくことが大事である。</p>

<p>第 9 無効審判の審決取消訴訟における求意見制度及び意見陳述制度の導入</p> <p>特許法の解釈・運用について一次責任を負う特許庁が、審取訴訟に反映させるため、裁判所に意見を述べる制度（第 180 条の 2）。</p>	<p>基本的には国側の問題であるが、重要なものは話題になるだろうから、その事件の判決を入手してチェックするとよい。</p>
<p>第 10 特許法第 37 条の規定様式の国際調和</p> <p>条文上は二以上の発明に「技術的關係」が求められることのみを規定し、具体的にどのような「技術的關係」が求められるかについては省令に委任するとともに PCT 規則と調和したものとした。</p>	<p>省令に基づく審査基準の内容は、改正前 37 条と実質同一なので多項制の利用価値は変わっていない。</p> <p>技術的關係の存否をクレームドラフトに注意する点も、これまでと同じ。</p> <p>技術的特徴は、①全ての請求項に共通することと、②その特徴は先行技術を超えるもの、の 2 点にあることを意識すべきである。</p>
<p>第 11 国際出願手続の簡素化</p> <p>国際出願法の改正の前提として、PCT 規則の改正があった。</p> <p>(1) みなし全指定</p> <p>出願により自動的に全ての締約国を指定したものとみなされる。予備審査請求についても、全指定となる。</p> <p>(2) 拡張国際調査と国際予備審査請求</p> <p>将来的に国際調査と予備審査を統合する予定</p> <p>① 国際調査報告の作成と同時に、「国際調査機関による特許性に関する見解」が作成される。</p> <p>② 出願人が国際予備審査の請求をしない場合は、国際事務局によって「国際調査機関による特許性に関する見解」を基礎とした「特許性に関する国際予備報告」が作成される。</p> <p>③ 予備審査請求の期限を、国際調査報告・国際調査機関による特許性に関する見解が出願人に送付されてから 3 ヶ月、又は優先日から 22 ヶ月のいずれか遅い日までとする。</p>	<p>本当に権利取得する国の選択は、国内移行の段階で行うこととなった点に注意。</p> <p>PCT は、みなし全指定と国内移行期限が 30 カ月に延び（平成 14 年改正）、十分な検討期間を確保できる点を含めて考えると、利用価値が高い。</p> <p>みなし全指定の結果、日本出願を基礎とする優先権主張の PCT 出願をした場合、元の日本出願は取下げ擬制される。このため、元の出願に審査請求をしないように注意が必要。</p> <p>特許性に関する見解は、利用価値が高いときもある（予備審査報告は応答できるので、この方がはっきり判断できるときがある）。</p> <p>なお、予備審査の請求期限に注意すべきである。</p>
<p>平成 16 年 特許審査の迅速化等のための特許法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 79 号)</p>	
<p>第 12 指定調査機関制度の見直し</p> <p>特許審査に必要な先行技術調査の外注先の公益法人要件の撤廃。</p>	<p>民間企業の参入が可能となった。</p>
<p>第 13 特定登録調査機関制度の導入</p> <p>特定登録調査機関の先行技術調査報告を提示した審査請求について審査請求料を減額する。</p>	<p>審査請求料の減額を活かせる費用で調査してくれる調査機関を見つけるのが先決である。</p>
<p>第 14 インターネットを利用した公報発行</p>	<p>特許情報の入手が便利になり、省力化される。</p>
<p>第 15 予納制度を利用した特許料等の返還</p> <p>予納見込額に返還金を加算する方法で返還される。</p>	<p>審査請求料や、国際出願関連手数料の返還に使える。利用者として便利であるが、申出が必要である。申出には、返還請求書に「その旨」、予納台帳番号の記載を忘れないこと。</p>
<p>第 16 実用新案制度の見直し</p> <p>(1) (実用新案登録に基づく特許出願)</p> <p>第 46 条の 2 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、……自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。この場合においては、その実用新案権を放棄しなければならない。</p>	<p>実用新案に基づく特許出願制度が導入された。</p> <p>実用新案登録に係る出願日の日から 3 年を経過したとき等を除き、実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。(特許法第 46 条の 2)</p>

<p>一 その実用新案登録に係る実用新案登録出願の日から三年を経過したとき。</p> <p>二 ……実用新案登録出願人又は実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったとき。</p> <p>三 ……実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。</p> <p>四 ……実用新案登録無効審判について、同法第 39 条第 1 項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。</p> <p>(2) 実用新案権の存続期間の延長 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもって終了する。(実第 15 条) …… (6 年から 10 年に延長された)</p> <p>(3) 訂正の許容範囲の拡大 第 14 条の 2 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。</p> <p>一 ……最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から二月を経過したとき。</p> <p>二 実用新案登録無効審判について、……最初に指定された期間を経過したとき。</p> <p>2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。</p> <p>一 実用新案登録請求の範囲の減縮</p> <p>二 誤記の訂正</p> <p>三 明りょうでない記載の釈明</p> <p>3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面……に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない。</p>	<p>第 3 者が技術評価書を請求した後で、実用新案が特許に出願変更されると、その第 3 者には、技術評価書請求料が返還される。</p> <p>実用新案から特許への出願変更を、第 3 者が阻止したいとき（競業者が存続期間の長い特許に変更するのを望まないとき）は、技術評価書または無効審判を請求すると、その可能性が生じる。</p> <p>権利設定が早いのと、存続期間が長くなったという利点があるので、10 年以上も権利は不要という技術があるなら、利用を検討すべきである。この場合でも、より長く、安定性の高い権利に変更したい要請があれば、出願変更で対処できるので、利用価値がありそうである。</p> <p>訂正の許容範囲は拡大したが、1 回限りなので、この点は特許に比べ不利。そこで、権利行使をするつもりでなかったが、侵害排除に使いたくなったときは、特許に前もって変えた方が闘いやすい。左記 (3) の訂正の回数が 1 回に限られないので。</p>
<p>第 17 審査迅速化に向けた情報館業務の拡大</p>	<p>研修業務が特許庁から情報・研修館に移管され、研修受講者の枠が特許庁職員限定から、弁理士・調査機関サーチャーター等も含めるよう拡大した。この研修の利用は検討に値する。</p>
<p>第 18 職務発明制度の見直し（第 35 条 4 項、5 項） (以下の新 4 項、5 項が追加された)</p> <p>第 35 条</p> <p>4 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであってはならない。</p> <p>5 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(1) 新 4 項が重要で、これが機能しなかったとき、新 5 項が働くという制度設計になっている。 職務発明規定を改定する際は、新 4 項を反映させて、下記①～③の手続を盛り込むことが必須。また、不合理か否かには「額」も判断されるので、新 5 項の内容も反映したものとする必要がある。</p> <p>(2) 不合理と認めるか否かの判断（新 4 項） 規則により対価の額が決定され、支払われるまでの全過程が判断される。 とくに、下記の手続が重視される。</p> <p>① 対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況</p> <p>② 策定された基準の開示の状況</p> <p>③ 対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況</p> <p>(3) 不合理と認められる場合、裁判所が対価の額を決定するが、その際には発明による企業の利益などに加え、新たに発明者の処遇や企業側の生産・販売面における努力も考慮される（5 項）。</p>

平成 16 年 裁判所法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 120 号）	
<p>第 19 特許権者等の権利行使の制限の明文化（第 104 条の 3, 第 168 条第 5, 6 項） （特許権者の権利行使の制限）</p> <p>第 104 条の 3 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。</p> <p>2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。</p> <p>第 168 条</p> <p>5 裁判所は、前項の規定によりその特許権についての審判の請求があった旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第 104 条の 3 第 1 項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。</p> <p>6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。</p>	<p>(1) 権利行使の制限 特許権の侵害訴訟等において、特許等が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、無効理由が明白（H12.4.11 最判）でなくても、権利を行使することができないこととなった。 無効理由の存在が本当に明らか（ズバリ同一の公知文献あり等）なら、裁判所で、無効による権利濫用を主張することでよいが、普通は、進歩性欠如を主張するはずだから、無効審判も請求する方が、それだけでなく弱い被告の立場を強化するには妥当。 手間的には、裁判所を説得する理論構成は、そのまま無効審判に使える。 権利者に譲歩を強いるには、特許が対世的に無効になる一番ツライ点を突くべき。</p> <p>(2) 濫用の防止 無効の抗弁が審理を不当に遅延させると認められるときは、却下の決定をする点に注意。</p> <p>(3) 裁判所と特許庁の進行調整 特許庁は、無効審判で侵害訴訟との関係を配慮するという点なので、当事者としても、積極的に進行状況との関係で早く判断して欲しい点、あるいは、争点についての自己主張の根拠を主張していくとよい。当然ながら、審判と裁判との間の整合性が重要である。これは、弁理士と弁護士の連携を密にするという問題でもある。</p>
<p>第 20 書類提出義務の有無に関する非公開審理手続の整備（第 105 条第 3 項）</p> <p>裁判所は、書類提出命令の審理に当たり、書類の提出を拒む正当な理由があるかどうかについて意見を聴くことが必要であるときは、当事者等に対し、当該書類を開示することができる。</p>	<p>正当な理由の存否につき、当事者・代理人・補佐人に意見が求められる。そのとき当事者も判断しやすいように、社内の秘密管理体制を整備しておく。</p> <p>下記第 21 とセットで動く規定であり、社内書類のうち秘密にすべき書類とそうでない書類の区別、営業秘密に該当する書類は、外観的にそう判別できる処置（（秘）印の押印、管理規則の制定など）をしておくのが望ましい。</p> <p>これは、侵害訴訟だけでなく、ノウハウの漏洩防止（不競法 2 条 4 項）対策でも必要。</p>
<p>第 21 秘密保持命令制度の導入（第 105 条の 4～第 105 条の 6, 第 200 条の 2）</p> <p>裁判所は、当事者等に対し、準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は開示してはならない旨を命ずることができる。以下の疎明を要する。</p> <p>① 既に提出されたか提出されるべき準備書面に営業秘密が記載され、又は既に取調べられたか取調べられるべき証拠に営業秘密が含まれている。</p> <p>② 当該訴訟の追行以外の目的で使用され、開示されることにより、当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。（第 105 条の 4 項 1 項）</p>	<p>秘密保持命令があっても、漏れればそれまでの所があるので、できるだけ他の証拠で立証努力する。</p>

<p>第 22 営業秘密が問題となる訴訟における当事者尋問等の公開停止手続の規定整備（第 105 条の 7）</p> <p>(1) 公開停止の要件</p> <p>① 営業秘密に基づく事業活動に著しい支障を生ずるので、十分な陳述ができない。</p> <p>② 陳述を欠くことにより、他の証拠のみによっては適正な判断ができない。</p> <p>(2) 公開停止の決定の手続</p> <p>① 当事者等の意見を聞き、裁判官全員一致により決定。</p> <p>(3) その他の手続</p> <p>① 裁判所は陳述要領書を提示させ、インカメラ審理を行う。</p> <p>② この書面は相手方に開示されうる。</p> <p>③ 公開停止して尋問した場合には、相手方に秘密保持命令を発する。</p>	<p>第 20, 第 21 の手続規定である。</p>
<p>第 23 知的財産事件における裁判所調査官の権限の拡大（第 92 条の 8）</p> <p>第 92 条の 9 裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産権に関する事件の審理及び裁判に関して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次に掲げる事務を行わせることができる。この場合において、当該裁判所調査官は、裁判長の命を受けて、当該事務を行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる期日又は手続きにおいて、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すこと。</p> <p>イ 口頭弁論又は審尋の期日</p> <p>ロ 争点又は証拠の整理を行うための手続</p> <p>ハ 文書の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続</p> <p>ニ 争点又は証拠の整理に係る事項その他訴訟手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うための手続</p> <p>二 証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發すること。</p> <p>三 和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること。</p> <p>四 裁判官に対し、事件につき意見を述べること。</p>	<p>裁判所調査官が、期日等において当事者に対する釈明や証人等に対する発問を行い、裁判官に対して意見を述べる等の権限を有することとなった。</p> <p>とくに重要なのは、下記の点である。</p> <p>① 事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、立証を促すこと。</p> <p>② 証人、当事者又は鑑定人に対し直接に問いを發すること。</p> <p>③ 和解期日において、専門的知見に基づく説明をすること。</p> <p>調査官への応答を裁判官へと同じように、よく考えてする必要はある。</p> <p>もし、発問が技術面的のものであるならば、それへの回答は、裁判官にもダイレクトな影響を与えると考えていた方がよい。</p>
<p>平成 16 年 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案</p>	
<p>第 24 訴訟代理人報酬についての敗訴者負担（第 28 条の 3）</p> <p>(1) 当事者双方が訴訟代理人（弁護士、弁理士）を選任している訴訟において、当該審級における訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする。</p> <p>(2) 当事者双方による共同申立てがある場合に適用される。（第 1 項）</p> <p>(3) 敗訴者の負担とされる訴訟代理人の報酬に係る費用の額は、訴訟の目的の価額に応じて算出するものとする。（第 1 項）</p>	<p>1. 勝てる可能性の高いとき申立てるとよい。但し、相手は、同意しない可能性がある。 （当方が権利者－相手は同意の可能性少ない） （当方が侵害者－相手は同意の可能性あり）</p> <p>2. 敗色が濃くなったときは、取下げたくても単独では無理。相手は、同意しないだろう。</p> <p>3. 敗ける可能性があるとき、あるいは五分五分位のときは、和解への道を選択するか検討する。 （もっとも、全体を見て、和解を考えるのは、これまでと同様であるが）</p>

<p>(4) 当事者双方による共同申立ては、口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告又は上告理由書の提出時）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。（第 5 項）</p> <p>(5) 当事者双方による共同申立てについては、口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告又は上告理由書の提出時）までに、当事者双方が共同して、取下げることができる。（第 6 項）</p>	<p>4. 当方の立場が強いことを相手に印象付けるには、申立ての提案を相手方にするのがよい。</p>
知的財産高等裁判所設置法（平成 16 年法律第 119 号）	
<p>第 25 知的財産事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所を設置する（第 1 条）</p> <p>東京高等裁判所に特別の支部として、知的財産高等裁判所を設ける。（第 2 条）</p> <p>東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱わせる。</p> <p>(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作者隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴に係る事件であってその審理に専門的な知見を要するもの。</p> <p>(2) 特許、実用新案、意匠若しくは商標に係る取消決定又は審決に対する訴え及び異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えに係る訴訟事件。</p> <p>(3) 主要な争点の審理に知的財産に関する専門的な知見を要する事件。</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) の訴訟事件と口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件。</p>	<p>国側の制度なので、民間側の実務には変わりはない。</p> <p>東京高等裁判所内における知的財産高等裁判所の組織は、以下のとおり（平成 16 年 9 月現在）</p> <p>東京高等裁判所（電話番号 03-3581-5411）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産第 1 部（FAX 番号 03-3581-5528） ・知的財産第 2 部（FAX 番号 03-3592-1479） ・知的財産第 3 部（FAX 番号 03-3580-3884） ・知的財産第 4 部（FAX 番号 03-3580-3885）
関税定率法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 15 号）	
<p>第 26 知的財産権を侵害する貨物に係る認定手続の充実</p> <p>(1) 税関長は、特許権等の知的財産権を侵害するおそれのある貨物に係る認定手続（第 21 条第 4 項）を執るときには、認定手続を執る旨の通知と併せて、輸入者の氏名及び住所等を権利者に、また、権利者の氏名及び住所等を輸入者に通知する。（関税定率法第 21 条第 5 項）</p> <p>(2) 税関長は、認定手続が執られる貨物について、それを生産した者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合には、認定手続を執る旨の通知と併せて、又は、認定手続が執られている間に、それを権利者に通知する。（関税定率法第 21 条第 6 項）</p>	<p>輸入品に対し権利行使する可能性がある企業は、通知を要する関係先が拡大したことを知っておくとよい。</p>
信託業法案（平成 16 年法律第 154 号）	
<p>第 27 受託財産の制限に関する規定の廃止</p> <p>現行信託業法は、第 4 条に受託財産の制限に関する規定を置き、信託会社が次に掲げる財産以外のものの信託の引受けを為すことを禁じている。</p> <p>(一 金銭、二 有価証券、三 金銭債権、四 動産、五 土地及びその定着物、六 地上権及び土地の賃借権)</p> <p>これに対し、全面改正信託業法（平成 16 年法律第 154 号）にあっては、受託財産の制限に関する規定を廃止している。</p>	<p>受託可能財産の範囲の拡大により、信託会社による知的財産権の信託の引受けが可能とされる。</p> <p>知的財産権の管理手法の多様化、知的財産権に基づく資金調達手法の多様化が可能。</p> <p>ベンチャーなら関心の高い分野である。</p>

破 産 法 (平成 16 年法律第 75 号)	
<p>第 28 知的財産権に関する実施権許諾契約</p> <p>第 53 条第 1 項 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時に共にもまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。</p> <p>第 53 条第 2 項 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行をするかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。</p> <p>第 53 条第 1 項及び第 53 条第 2 項の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が当該権利につき登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えている場合には、適用しない。</p>	<p>権利者（ライセンサー）が破産した場合、実施権者（ライセンシー）は、当該実施権が専用実施権、あるいは、登録された通常実施権であれば、破産管財人による破産手続に従った処分から保護され得る。</p> <p>但し、通常実施権者による実施権登録がなされていない場合には、通常実施権者が、権利者の破産時に、破産管財人による破産手続に従った処分から保護されない。</p> <p>他社からライセンスを受けるときの基礎知識であり、できるだけ登録しておくのが得策である。</p>
著作権法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 92 号)	
<p>第 29 商業用レコードの還流防止措置</p> <p>(1) 国内において頒布することを目的とする商用レコードと同一の、専ら国外において頒布することを目的とした商用レコードを、情を知って、国内において頒布する目的をもって輸入する行為又は国内において頒布し若しくは国内において頒布する目的をもって所有する行為は、権利者が得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合には、著作権又は著作隣接権の侵害とみなすこととする。(第 113 条第 5 項)</p> <p>(2) 書籍又は雑誌の貸与についての経過措置（現行法附則第 4 条の 2）を廃止した。</p> <p>* 現行法附則第 4 条の 2（書籍等の貸与についての経過措置）：法第 26 条の 3 の規定は、書籍又は雑誌（主として楽譜により構成されているものを除く）の貸与による場合には、当分の間、適用しない。</p> <p>* 現行法第 26 条の 3（貸与権）</p> <p>著作者は、その著作物（映画の著作物を除く）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く）の貸与により公衆に提供する権利を有する。</p>	<p>途上国で作って、日本で安く売のを防止する規定である。</p> <p>経過措置の廃止により、書籍・雑誌の貸与権が実効性を持つこととなり、これによりレンタル料の徴収が可能となった。</p>
コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律 (平成 16 年法律第 81 号)	
<p>第 30 コンテンツ事業の振興に必要な施策等を定めた基本法</p> <p>基本的施策（第 9～16 条）</p> <p>コンテンツ事業の振興に必要な施策（第 17～22 条）</p>	<p>映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームに関わるコンテンツ事業者は、これから実施されるであろう研究開発や資金調達の施策を積極的に利用すべきである。</p>
消費者保護基本法の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 70 号)	
<p>第 31 題目が「消費者保護基本法」から「消費者基本法」に改められた</p> <p>基本的施策（第 11～23 条）</p>	<p>消費者の権利を一層尊重し、その自立を支援するための改正である。</p>

(原稿受領 2004.11.30)